

大阪府立西浦支援学校 学校サポーター募集要領

第1 目的

関係機関と連携し、地域に根付く学校づくりの推進を目的として、大阪府立西浦支援学校（以下「本校」という。）における授業等での支援を行うサポーターを募集する。

第2 サポーターの対象

- (1) 学校サポーターの募集対象は、本校の学校教育目標「未来を生きる主人公を育てる」及び、めざす学校像「未来志向型支援学校」等に賛同し、本校における教育活動に協力する個人又は団体等とする。
- (2) サポーターは、以下のすべてを満たさなければならない。
 - ①日本国憲法および教育基本法などの会見法令等を遵守し、本校およびサポーター間の信頼関係を損なう行為をしないこと。
 - ②宗教活動や政治活動、営利活動を目的としていないこと。

第3 サポーターの登録・変更・退会等

- (1) サポーターの登録・変更・退会事務は、本校の担当首席（以下「事務担当者」という。）が行う。
- (2) サポーター登録又は大会を希望する者は、学校サポーター登録（退会）申請書（様式1）に必要事項を記入の上、事務担当者に提出するものとする。
- (3) サポーター登録内容に変更が生じた場合は、学校サポーター登録内容変更届（様式2）に必要事項を記入の上、事務担当者に提出するものとする。
- (4) サポーター登録・登録内容変更・退会は随時受け付ける。
- (5) 事務担当者は、サポーター登録希望者が第2にさだめる要件を満たさないと認めるときは、登録しないものとする。
- (6) 事務担当者は、以下に該当するときは、当該サポーターを退会させることができるものとする。
 - ①サポーターが第2にさだめる要件を満たさなくなったとき。
 - ②サポーター6か月以上連絡が取れなくなったとき。
- (7) 事務担当者は、サポーター登録・退会登録が完了したとき又は、退会させたとき（第3の(6)－②により退会させたときを除く。）は、対象者に通知するものとする。
- (8) サポーターは登録時にボランティア保険加入の有無を確認し、未加入の場合は予算の定めに従い学校負担でボランティア保険に加入するものとする。

第4 その他

この要領の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年3月1日から施行する